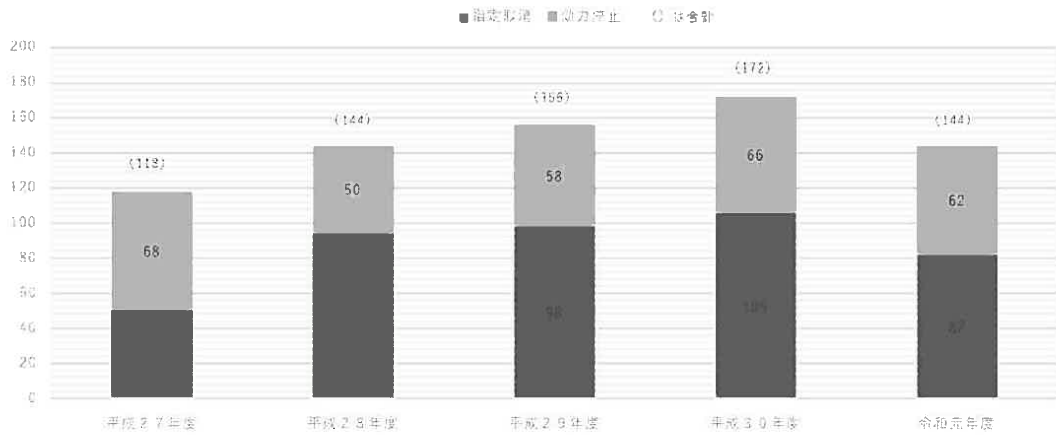


（参考資料2）行政処分（指定取消等）のあった事業所数の推移等

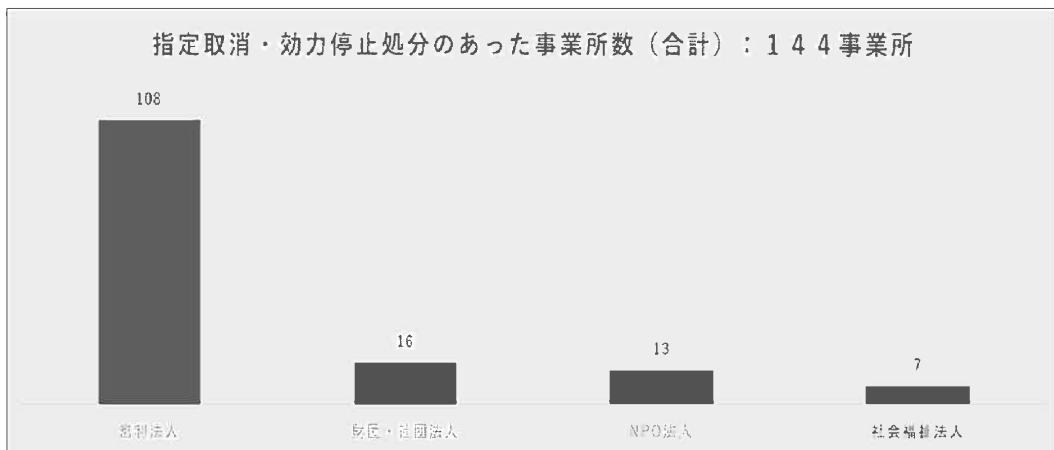
1 指定障害福祉サービス事業者等の行政処分（取消・効力停止）のあった事業所数の推移【平成27年度～令和元年度】

指定取消・効力の停止処分のあった事業所数数（合計）：734事業所



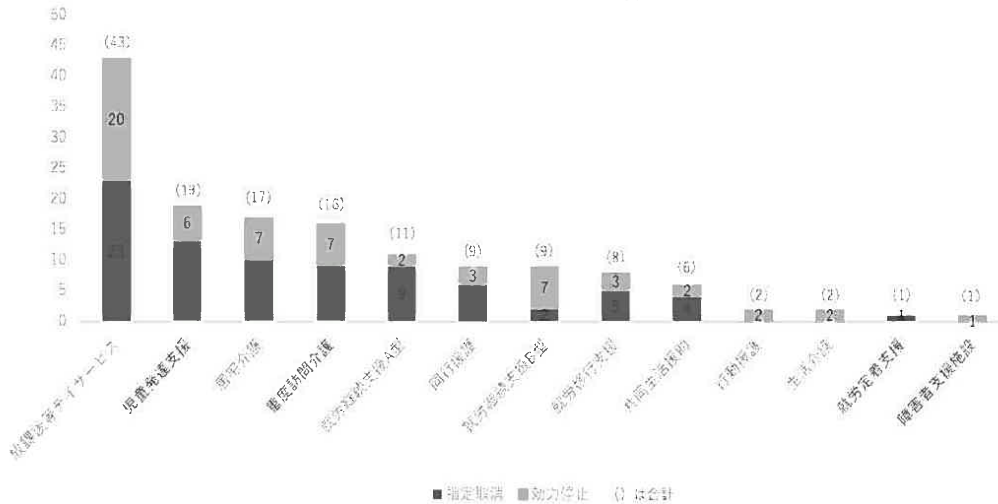
2 指定取消・効力の停止処分のあった事業所内訳【法人種類別】（令和元年度）

指定取消・効力停止処分のあった事業所数（合計）：144事業所



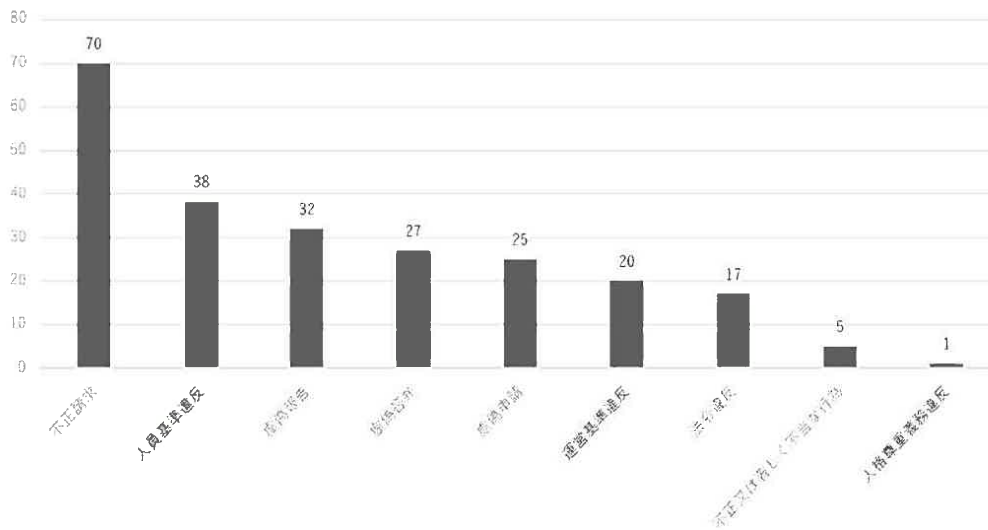
### 3 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数【サービス別】（令和元年度）

指定取消・効力の停止処分のあった事業所数（合計）：144事業所



(注) 行政処分がなかったサービスについては、記載していない。

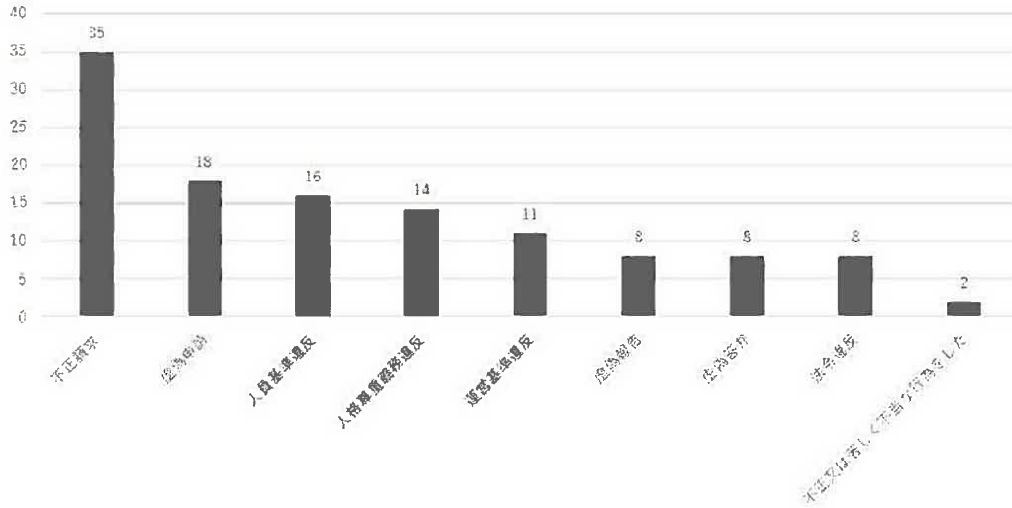
### 4 主な指定取消事由（令和元年度）



(注) 複数の指定取消事由が該当する事例があるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計に一致しない。

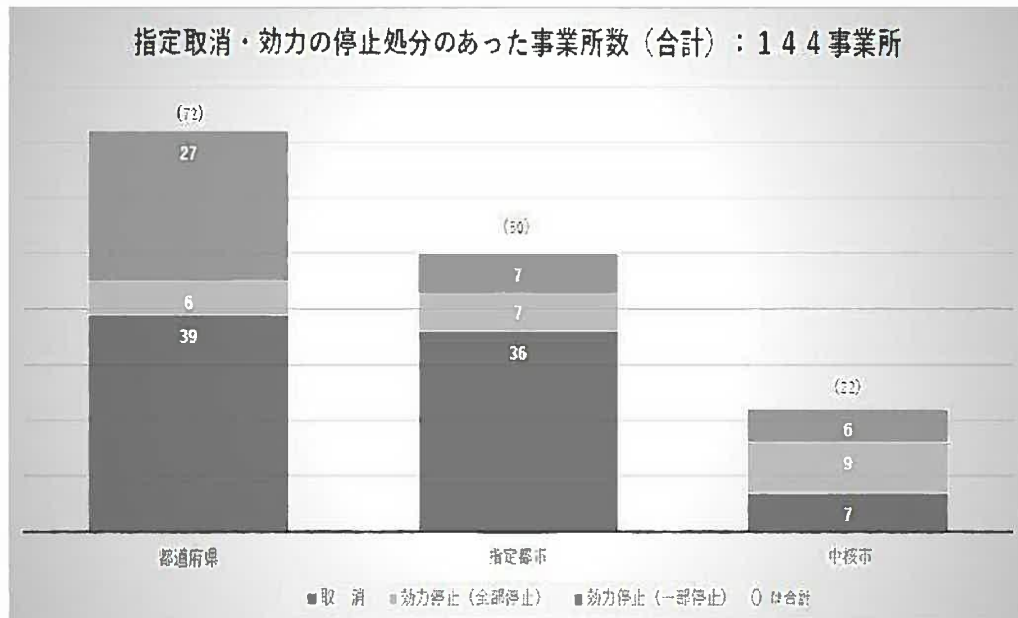


## 5 主な指定の効力の停止事由（令和元年度）

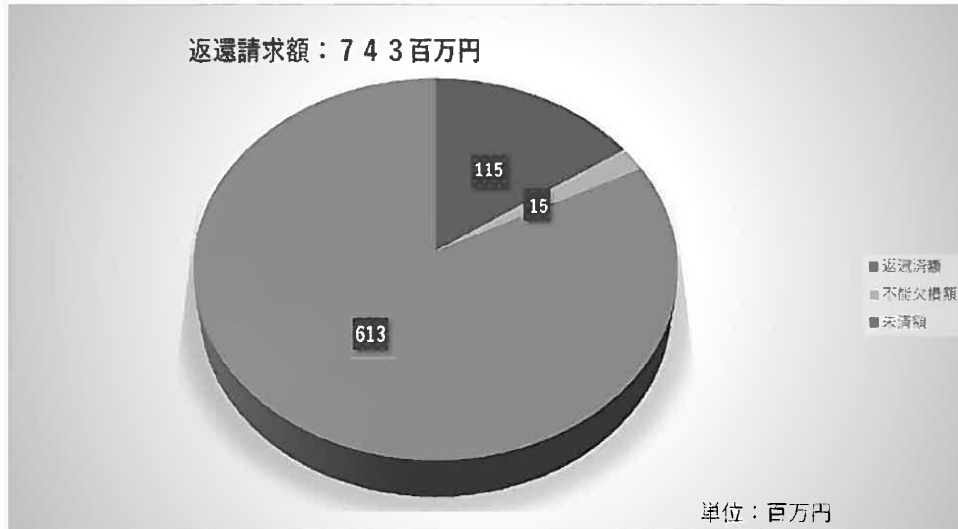


〔注〕 総数の指定の効力の停止事由が該当する事業所があるため、指定の効力の停止件数と各指定の効力の停止事由の合計は一致しない。

## 6 行政処分【都道府県・指定都市・中核市別】（令和元年度）



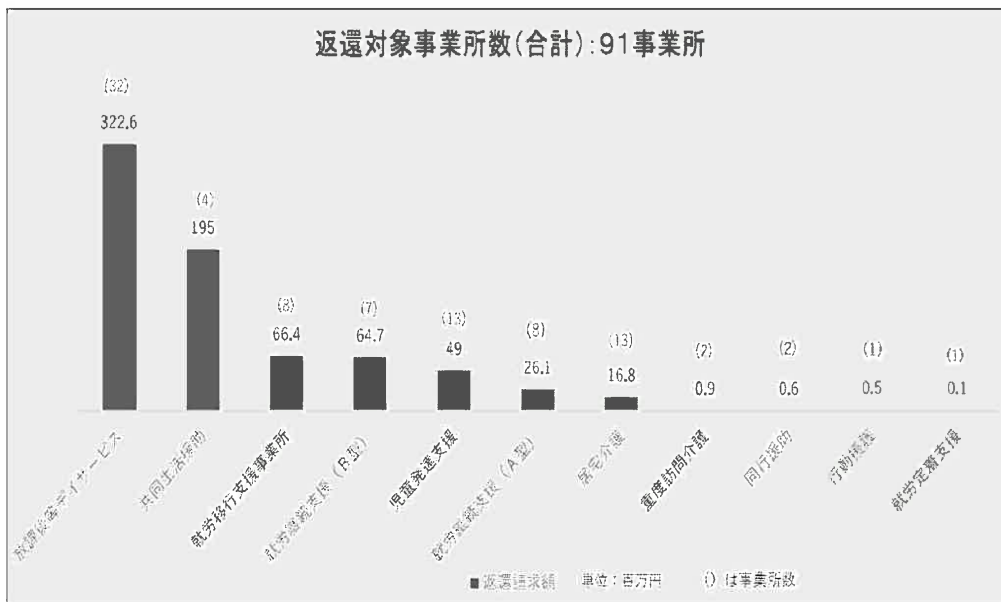
## 7 行政処分に伴う給付費の返還額の状況（令和元年度）



(注) 返還請求額には、上乗せできる不正請求額の4割（加算金）が含まれている。

※返還対象事業者数：91事業所

## 8 給付費の返還請求額の状況【サービス別】（令和元年度）



(注) 返還請求額には、上乗せできる不正請求額の4割（加算金）が含まれている。



令和2年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び児童福祉法に基づき、令和2年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

1 障害者福祉施設等

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 3件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	男性(1人)	男性(2人) 女性(2人)
	年齢階級	40～44歳	40～44歳	5～9歳(1人) 10～14歳(2人) 15～19歳(1人)
	障害種別	身体障害 知的障害	知的障害	身体障害(1人) 知的障害(1人) 発達障害(3人)
虐待の類型	心理的虐待	心理的虐待 経済的虐待	身体的虐待 心理的虐待	
施設等の種別	共同生活援助	共同生活援助	放課後等デイサービス	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員 (1人)	管理者兼サービス管理責任者 (1人)	児童指導員 (1人)	
虐待に対して採った措置	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	全職員に虐待防止の意識を徹底させ、再発防止に向けた措置を講じるよう勧告	虐待防止に必要な体制整備や職員研修の実施等を勧告	

※障害種別には重複がある。

(参考) 令和2年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		42	114	156	
うち障害者虐待		3	47	50	
区分別内訳	身体的虐待	1	20	21	
	性的虐待	0	2	2	
	心理的虐待	3	20	23	
	放棄・放置	0	11	11	
	経済的虐待	1	17	18	

※区分別内訳には重複がある。

事務連絡

令和4年1月11日

岡山市内障害福祉サービス等事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢者福祉部

事業者指導課長

(公印省略)

事業所内で新型コロナウイルス感染の可能性がある場合の報告について(依頼)

平素から、本市の福祉行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、岡山市内の新型コロナウイルス感染者の拡大を受けて、貴事業所従業者又は利用者の感染が判場合、または事業所を休業した場合の取り扱いについて、再度お知らせしますので、対応をお願いいたします。

1 岡山市新型コロナウイルス受診相談センターに電話して、指示を受けてください。

TEL: 086-803-1360

平日: 午前9時から午後9時

土曜日・日曜日・祝日: 午前9時から午後5時

2 岡山市事業者指導課障害事業者係に報告してください。

電話: 086-212-1015

メール: syou-jigyoku@city.okayama.lg.jp

(1) まずは電話で第一報を連絡してください。その後、経過を電子メール等で報告してください。

収束したところで最終報告を出してください。

・様式は指定しませんが、以下の内容を必ず入れてください。事故報告書の様式を使用していたくことも可能です。

◇ 該当者(サービス名 従業者又は利用者)

◇ 発症日、検査日、陽性(陰性)判明日

◇ 事業所の休業の有無(休業した場合はその期間)

◇ 事業所の対応等の時系列

4 『事業所等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について』を添付しています。

障害福祉サービス等事業所に限定したものではありませんが、参考にしてください。

※今回は添付していません。岡山市保健所のホームページをご覧ください。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/category/1-13-14-0-0-0-0-0-0-0.html>

【問い合わせ先・提出先】

岡山市保健福祉局高齢者福祉部事業者指導課 担当: 障害事業者係

住所: 〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

電話: 086-212-1015

電子メール: syou-jigyoku@city.okayama.lg.jp

# 令和3年5月20日から

# 避難指示で必ず避難

# 避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	<b>災害発生情報</b> (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

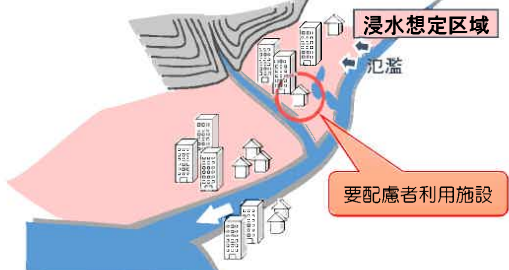
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- |                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業の用に供する施設</li> <li>・保護施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設</li> <li>・障害児通所支援事業の用に供する施設</li> <li>・児童自立生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・子育て短期支援事業の用に供する施設</li> <li>・一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・児童相談所</li> <li>・母子・父子福祉施設</li> <li>・母子健康包括支援センター 等</li> </ul> |
| <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・義務教育学校</li> <li>・小学校</li> <li>・中学校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・専修学校（高等課程を置くもの） 等</li> </ul>                                                                             | <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所</li> <li>・助産所 等</li> </ul>                                                                                                                                                                   |

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1 避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制    ➢ 避難誘導    ➢ 施設の整備    ➢ 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置    に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。

➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

ver4.2（H29.6.19）